

富山地方裁判所委員会（第21回）議事概要

1 開催日時

平成25年12月19日（木）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順，敬称略）

阿多麻子，落合義和，金子巖，坂本義夫，田中努，西尾憲子，長谷川道隆，
水谷正俊，和田悟

【説明者】

田中刑事部総括判事，青木刑事首席書記官，田中刑事訟廷管理官

【事務担当者】

田中事務局長，谷口総務課長，藤口総務課課長補佐，茂住庶務係長

4 進行次第

(1) 委員長挨拶

(2) 新委員の紹介

(3) 議事「裁判員裁判の実施状況等について」

ア 説明（田中刑事部総括判事）

イ 裁判員等選任手続の体験，裁判員裁判用施設見学（裁判員候補者待合室，
質問手続室，裁判員用法廷，評議室）

ウ 意見交換

別紙のとおり

5 次回のテーマ

未定

6 次回期日

未定

(別紙)

意見交換

(○委員, ●裁判所)

- 模擬裁判員等選任手続を体験しての感想や御意見を伺いたい。
- 受付の職員の説明は簡潔でとても分かりやすかった。
- オリエンテーションでの説明は、パワーポイントやDVDを利用してなされており、とても分かりやすかった。説明者の口調もはっきりとしていて、聞き取りやすかった。
- 裁判員候補者待合室には、環境（風景）ビデオの映像やクラシックのBGMが流れており、待ち時間中、少しでも緊張を和らげる配慮がなされていて良かった。
- 個別質問が行われる部屋では、裁判官、検察官、弁護人が部屋の前方に整列すると、候補者は圧迫を受け緊張するのではないかと感じた。裁判所は、個別質問の際、圧迫面接のような雰囲気にならないよう配慮が必要ではないか。
- 実際の個別質問では、裁判員候補者がリラックスして話ができるよう、話しやすい雰囲気作りに努めている。
- 裁判員等模擬選任手続や法廷見学等、普段経験のできない貴重な体験をさせていただいた。空き法廷の法壇に上がるだけでも圧倒されるのだから、一般の方が裁判員等に選ばれ、実際に法壇に上がると、緊張とともに責任の重さも強く感じると思う。裁判所は、裁判員の心理的負担を最小限に抑えるための工夫や配慮が必要ではないか。
- 審理の合間の休憩時間や評議時において、裁判員に対し、裁判員制度は、裁判官と裁判員が十分な意見交換を行いながら議論を尽くして結論を出す制度であり、結論の重さを裁判員が一人で引き受けるようなものではないことをお話しし、不安や負担感ができるだけ和らぐように働きかけている。
- 裁判所は、裁判員の精神的負担の軽減を考え、事案に応じた適切な配慮をしていく必要があるのではないか。

- 裁判所としては、裁判員に過度な精神的負担を掛けることがないように、十分に配慮しながら裁判を運営していくことが必要であると考えている。

審理・評議の過程で、裁判員との円滑なコミュニケーションをベースにして、活発で充実した評議が行われることが、精神的負担を抑えるための大切な方策であると考えており、そのような評議を可能とするため、分かりやすい審理の実現に向けて取り組んでいるところである。また、専門家による精神面でのケアが必要となる場合に備えて、最高裁判所は、メンタルヘルスの専門知識を有する民間業者に委託し、裁判員メンタルヘルスサポート窓口を開設しており、本人の希望や症状により、臨床心理士等の面接によるカウンセリングを受けられる体制が整備されているほか、必要に応じて医療機関の紹介も行っている。

- 裁判員の精神的負担を考慮することも必要だが、遺体の写真をイラスト等で代用することは、裁判員の適正な量刑判断に影響を与えるのではないか。
- 裁判員裁判用の法廷に通じる合議室には、車椅子を利用する方も裁判員として裁判員裁判に参加しやすいようにリフトが設置されていたが、その他にも、障害のある方が裁判員候補者として来庁する場合や裁判員等に選任された場合に備えて、設備等を整えておく必要があるのではないか。また、選任手続期日前に、身体に障害のある候補者に関する情報を把握できるようにしておくなどの工夫をすべきではないか。
- 視覚障害をお持ちの方に対しては点字翻訳機器が、聴覚障害をお持ちの方に対しては聴力拡大システム等が整備されている。視覚障害をお持ちの裁判員候補者や裁判員が書類の点字翻訳を希望された場合には、点字翻訳した選任手続に関する書類等を用意することができる。また、聴覚障害をお持ちの裁判員候補者や裁判員が手話通訳を希望された場合については、手話通訳者を手配することもできる。
- 選任手続期日にお越しいただくための呼出状を送付する際、質問票の他に「お体の不自由な方へ」の案内書面を同封しており、あらかじめ障害のある方から選

任手続等における希望等をお聞きするようにしている。そして、できる限りその要望に沿った準備を行い、裁判員として務めていただく上で支障が生じないように裁判所として配慮を行っている。

なお、案内書面には、視覚障害を持つ方を対象とした音声コードを付与している。その音声コードを読み上げる福祉機器（活字文書読み上げ装置）は、自治体へ申請することによりほぼ無償で給付される仕組みとなっている。

- 調査票や質問票から得た障害をお持ちの方の情報については、設備の活用や人的対応の準備面からも関係職員全体で共有するように努めている。
- 裁判や裁判員制度の理解を深めるためのツールとしては、ウェブサイトやパンフレットなどがあるが、裁判所において、さらに効果的な広報活動を行うための工夫が必要ではないか。
- 当裁判所では、団体での法廷見学や法廷傍聴を、事前に申込みをしていただいた上で随時実施している。具体的な見学内容としては、小中学生の団体の場合、広報用のDVDを視聴した後に、職員が裁判所の仕組みや裁判員制度に関する説明を行い、その後、空き法廷の見学を行っている。また、一般の団体の場合、申込人数や開廷状況にもよるが、可能な限り、職員が裁判手続の流れ等について説明をした後、実際の刑事裁判の傍聴を行っている。また、審理終了後、裁判官の時間の許す限り、裁判手続の説明をしたり、裁判制度一般について質疑に応じるようにしている。

今後も国民の希望や意向を伺いながら、効果的な広報活動に努めていきたいと考えている。

- 当裁判所では、法律を身近に感じてもらうために、小学5年生から中学生を対象に夏休み子ども見学会を行っている。見学会では、広報用DVDの視聴、刑事裁判及び裁判員裁判の説明を行った後、裁判員裁判用の法廷で、裁判所が用意したシナリオに沿って、裁判官、検察官、弁護士、裁判員などの役を演じてもらい、模擬裁判員裁判を体験してもらった。その後、子供たちの質問に裁判官が答える

質問コーナーを設けて、裁判所の役割や裁判官の仕事についての理解を深めてもらった。

見学会後に実施したアンケートでは、貴重な体験ができてよかった、裁判について理解が深まったなどの感想が多く寄せられた。来年度以降も、子どもたちが裁判制度への興味や関心を持てるような企画を立案し、広く参加を募りたいと考えている。

- 裁判官が学校等に出向いて、裁判員制度の説明等を行う出張講義は、現在行っていないが、裁判や裁判員制度の仕組み等を広く知っていただけるように、今後は依頼があれば、可能な限り、裁判官や職員を派遣していきたいと考えている。
- 国民に裁判員制度を理解していただく上でも、裁判員経験者の経験や感想を、報道機関を通じて、多くの国民に伝えることが必要ではないか。
- 裁判員裁判の判決宣告後に、司法記者クラブの主催により、裁判員経験者が感想を語る記者会見の場が設けられている。記者会見は、国民に裁判員制度の姿を明らかにする上で重要な意義があると考えている。記者会見を実施するに当たっては、裁判員経験者に対して記者会見の趣旨等を丁寧に説明した上で、記者会見に応じるか否かについて意向を確認して行っている。
- 裁判員経験者の意見を伺う機会として、各地方裁判所では、裁判員経験者に協力を求めて、裁判員経験者と法曹三者との意見交換会を実施している。

裁判員経験者の率直な意見を伺うことは、裁判員制度の運用の改善を検討する上でも重要であると考えている。